

運輸安全マネジメントに係る情報公開について

安全マネジメントに係る情報の公開については、当社の安全管理規定に基づき下記の通り公開します。

記

① 輸送の安全に関する基本的な方針

安全管理規定第二章第三条項の通りします。

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、車内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。

- 2 輸送び安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
- 3 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

安全管理規定第二章第五条項及び同施行細則第3条及の通りとします。

安全管理規定

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、目標別に定める。

安全管理第規定施行細則

第3条 (輸送の安全に関する目標)

安全管理規定に基づき輸送の安全に関する目標を下記の通りに定める

- (1) 目標は年度毎に設定する。
- (2) 目標は会社前提及び営業所毎に設定する。
- (3) 目標は毎年作成する。

輸送の安全に関する有責事故抑止目標及び平成25年有責事故抑止目標

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1. 平成24年目標 | 17件以内 |
| 2. 発生状況 | 49件発生 |
| 3. 目標年度 | 平成25年1月1日～平成25年12月31日 |

目 標

過去3カ年の平均有責事故件数の50%以上削減

過去3カ年の平均有責事故件数 40件



平成25年有責事故抑止目標 **20件以内**

平成25年 事故防止重点目標

- **重大事故ゼロに**
 - **交差点事故の防止及び構内、駐車場事故の排除**
 - **飲酒運転の根絶、速度超過の撲滅**
- ① 厳正な点呼・アルコール検知器の確実な実施
 - ② 車内事故の防止
 - ③ 危険を予測した運転で安全確保に努める
 - ④ バックの際は、確実に後方を自分の目で確認
 - ⑤ 積雪・凍結等に応じたタイヤチェーンの備え装着実施
 - ⑥ スリップの要因となる危険運転の防止
 - ⑦ 冬期運行の安全速度の遵守・車間距離の確保

有責事故抑止目標 20件以内